

岩手県企業局管理規程第3号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(本庁の組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 経営総務室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 職員の児童手当及び<u>子ども手当</u>に関すること。</p> <p>(12)～(46) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 県南施設管理所に次の課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電機課</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(事業所の主要職員の職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 主任主査、主査及び主任の職務については、それぞれ<u>前条第5項から第7項</u>までの規定を準用する。</p> <p>6～10 [略]</p> | <p>(本庁の組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 経営総務室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 職員の児童手当に関すること。</p> <p>(12)～(46) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 県南施設管理所に次の課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電機第一課</u></p> <p>(3) <u>電機第二課</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(事業所の主要職員の職務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 主任主査、主査及び主任の職務については、それぞれ<u>前条第6項から第8項</u>までの規定を準用する。</p> <p>6～10 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。   |  |

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。